

南房総広域水道企業団公告第23号

入札参加者の資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、南房総広域水道企業団の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、測量・調査・設計等の業務委託、物品の購入に関する契約に係る平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の申請時期及び申請方法等について、次のとおり定める。

平成30年12月12日

南房総広域水道企業団
企業長 太田 洋

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、資格を有すると認められたものとする。

- 1 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- 3 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- 4 建設業にあつては、次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 5 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 6 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

- 7 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- 8 その他法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者
- 9 資格審査の申請に必要な書類を提出できない者
- 10 法人税（個人にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

第3 資格審査の申請分類

- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに申請しなければならない。
 - (1) 建設工事
 - (2) 委託
 - (3) 物品
- 2 業種分類は、平成31・32・33年度入札参加資格審査申請に関する説明書（以下「申請説明書」という。）において定めるものとする。

第4 申請書類及び申請説明書等の入手方法等

申請者は、インターネットを利用して、南房総広域水道企業団のホームページにアクセスし、申請書及び申請説明書をダウンロードして使用してください。

ホームページ・トップページ「入札・契約」→「入札参加資格申請」→「本登録申請受付」→「5. 申請書等の入手方法」→「説明書及び様式のダウンロード」

※ダウンロードできない場合は、無償配付しますので次の連絡先まで御連絡ください。

〒298-0228

千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500番地

南房総広域水道企業団 業務課（入札参加申請受付担当）

電話 0470-82-5651

第5 申請の時期及び提出等

- 1 資格者名簿の有効期間の始期が平成31年4月1日の入札参加資格を得るための申請及び申請書類の提出は、平成31年1月15日から平成31年1月31日までに下記提出先に郵送又は持参により行わなければならない。

なお、申請書類が上記期間内に到達（締切日当日消印有効）したものを有効とし、資格者名簿への登載は、審査の完了を条件とする。

（原則、郵送での提出をお願いします。）

2 企業長が契約上特に必要があると認めたものは、前項の定めにかかわらず、資格審査の申請をすることができる。

3 申請書類提出先

〒298-0228

千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500番地

南房総広域水道企業団 業務課 入札参加資格申請受付担当 宛

第6 資格審査

1 資格審査は、提出された申請書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

(1) 金銭的信用

(2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、次に掲げる事項についてそれぞれの項目により行うものとする。

(1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）

(2) 主観的事項

ア 工事成績

イ 安全対策の取組状況

ウ 国際規格の取得状況

エ エコアクションの認定取得状況

オ 技術職員数

カ 障害者の雇用状況

3 建設工事以外の業種の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、次に掲げる事項についてそれぞれの項目により行うものとする。

(1) 製造又は販売の実績

(2) 経営規模

ア 自己資本額

イ 生産設備の額

ウ 従業員数

(3) 経営状況

ア 経営比率（流動比率）

イ 営業年数

(4) その他

ア 国際規格の取得状況

イ 障害者の雇用状況

第7 資格審査の結果の通知及び資格者名簿への登載等

- 1 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められる者（以下「入札参加資格者」という。）については、資格者名簿に登載するものとし、次項の定めによる公表をもって通知に代えることができるものとする。また、資格者名簿の有効期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。
- 2 資格者名簿は、前項に定める有効期間の間、次の事項について南房総広域水道企業団のホームページ及び業務課において公表するものとする。
 - (1) 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び電話番号等
 - (2) 登録業種及び等級

第8 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

- 1 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第4に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
 - (1) 役員名簿
 - (2) 組合員名簿
 - (3) 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下に同じ。）にあつては、これを証する書類
- 2 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第4に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第9 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に企業長が定めるものとする。

第10 変更の届出

次に掲げる項目における申請は、申請説明書及び変更申請の手続きにより速やかに行うこととし、入札参加資格審査申請書記載事項変更届にその事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 入札に参加できる資格に係る営業を廃止または休止した場合
- (2) 申請説明書に掲げる事項について変更を生じた場合
- (3) 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合（入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む）

(4) 入札参加資格の取消しの申請を行う場合

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の提出は、郵送により行うことができる。

第11 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。
 - (1) 第1の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申請又は提出書類に故意に虚偽の事項を記録又は記載したとき。
 - (3) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - (5) 倒産・破産等により、前号に規定する手続きが行われる見込みがないと認められるとき。
- 2 第12の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、企業長はその者の資格を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、企業長はその旨を当該入札参加資格者に通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

なお、取消の結果については、第7の第2項の定めによる公表をもって通知に代えることができる。

第12 入札参加資格の承継

- 1 資格者名簿に登載された者（以下「入札参加資格者」という。）から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
 - (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
 - (2) 承継人の当該営業にかかる許可（登録）証明書の写し
- 2 前項の定めによる申請があったときは、企業長は、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登載するものとする。

第13 入札参加資格の停止

- 1 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれに掲げる期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。
 - (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

- 2 前項の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、企業長はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第 14 千葉県警察本部への情報提供、照会等

- 1 申請者に関する情報については、暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を南房総広域水道企業団が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、必要な書類の提出を求めることがある。

第 15 この公告に関する問い合わせ先

南房総広域水道企業団 業務課（入札参加申請受付担当）

電話 0470（82）5651